

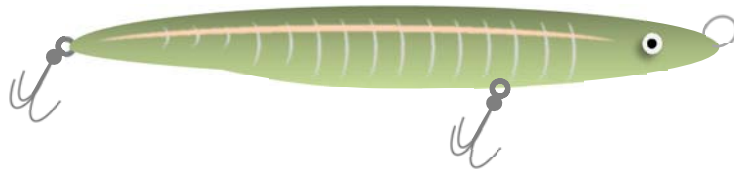
✚ 貨物概要

小魚に似せて作られた模造品に釣針を取り付けたもの

材質：プラスチック

寸法：全長 9.3cm、重量 9g

用途：釣り餌の役割を果たし、魚を釣り上げるための針



✚ 分類

関税率表第 9507.20 号（輸出統計番号 9507.20-100、輸入統計番号 9507.20-000）の釣針

✚ 分類理由

本品は、魚を釣る際に使用される擬似餌を付けた針であり、関税率表第 95.07 項及び同表解説第 95.07 項の規定により、同項に分類されます。なお、号については、釣針として同表第 9507.20 号に分類されます。

✚ 分類のポイント

釣針が取り付けられていない擬似餌は、その他のものとして、関税率表第 9507.90 号に分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）